

日本学生支援機構寄附金事業
新型コロナウイルスに係る
「JASSO 災害支援金」
の
ご案内

元奨学生や篤志家の方々などから
寄せられた寄附金を基に
「JASSO 災害支援金」事業を実施しています。

新型コロナウイルス感染拡大により安全確保を図るため帰国した留学生の経済的負担を軽減することを目的とし、本機構の奨学金等を受給して留学しており、帰国を余儀なくされた学生等であって、帰国後14日間の健康観察が求められるようになった日以降に帰国した者を対象に、JASSO 災害支援金の支給を行います。

詳細はこちら

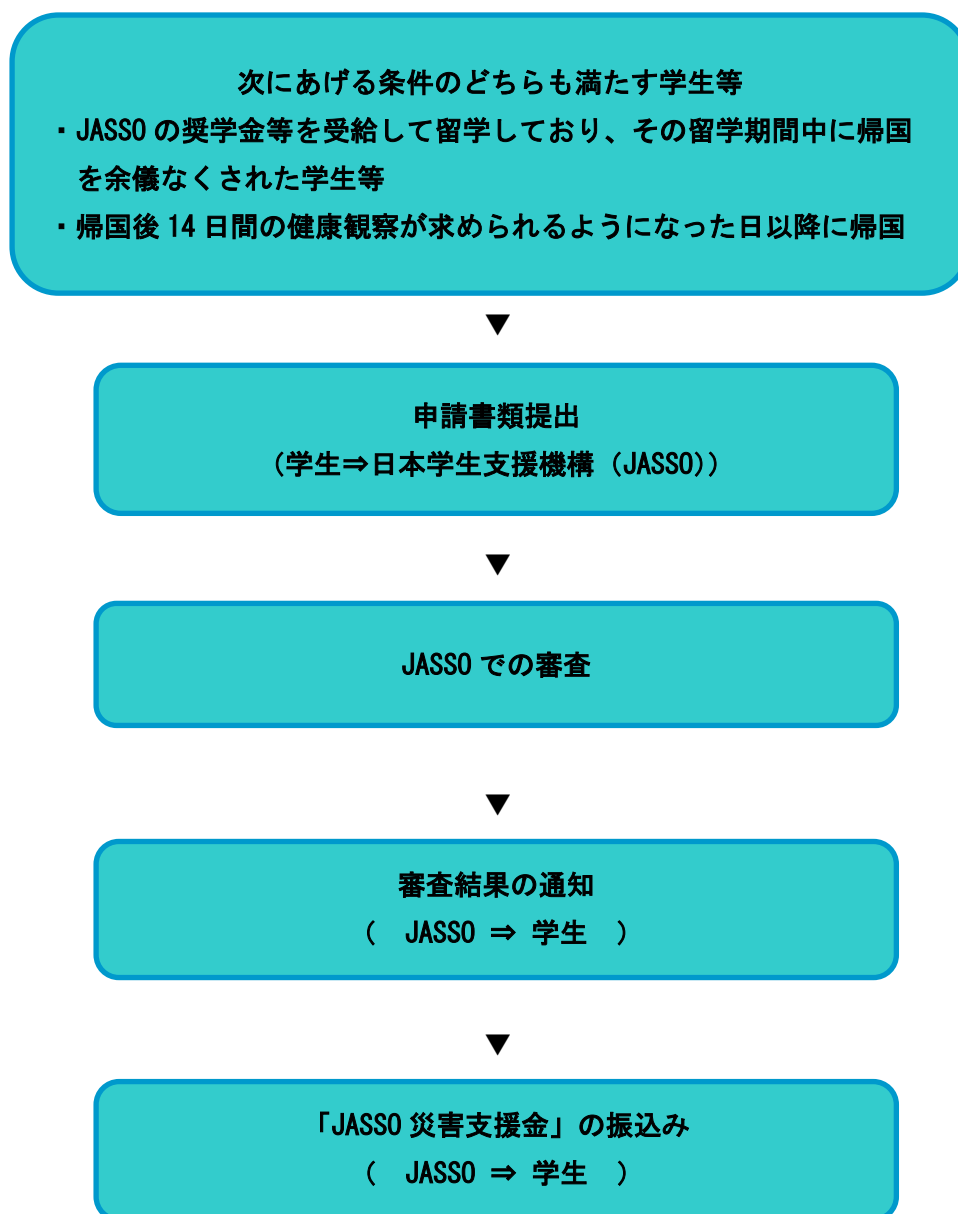
https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_a/202004shienkin.html

2021年5月24日

目次

申請要項	・・・	1～4
------	-----	-----

新型コロナウイルスに係る「JASSO 災害支援金」申請から支給までの流れ



日本学生支援機構寄附金事業 新型コロナウイルスに係る「JASSO 災害支援金」申請要項

独立行政法人日本学生支援機構

1. 本事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大により安全確保を図るため帰国した留学生の経済的負担を軽減することを目的とし、本機構の奨学金等を受給して留学しており、帰国を余儀なくされた学生等であって、帰国後 14 日間の健康観察が求められるようになった日以降に帰国した者を対象に、JASSO 災害支援金を支給する。

2. 申請資格

次の（１）～（２）にいずれも該当する者

（１）次の奨学金を受給して海外の大学等又は高等学校へ留学している学生等のうち、検疫強化対象地域として指定された日前に当該地域へ渡航し指定が解除された日までの間に当該地域から日本に帰国した者。

- ・「海外留学支援制度」（学部学位取得型、大学院学位取得型、協定派遣）
- ・「官民協働海外留学支援制度」～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～
【検疫強化対象地域】（P.4 の「別表」参照）

- ・2020 年 3 月 9 日～ 中華人民共和国、大韓民国
- ・2020 年 3 月 21 日～ ヨーロッパ諸国、イラン、エジプト
- ・2020 年 3 月 26 日～ 米国
- ・2020 年 3 月 28 日～ インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、イスラエル、カタール、コンゴ民主共和国及びバーレーン
- ・2020 年 4 月 3 日～ その他全ての国・地域

（２）2020 年 11 月 4 日以前に留学を開始した者

※ 本事由に係る申請は 1 回のみとする。（新型コロナウイルス事由ではない「JASSO 災害支援金」への申請は可能。）

3. 支給額

10 万円（返還不要）

4. 受付期間

日本に帰国した月の翌月から起算して 6 カ月を超えない期間内に申請すること。

5. 申請書類の作成から支援金支給までの手続き

学生等は、本機構が指定する申請書類を本機構担当部署あてに送付する。

申請書は、下記の本機構ホームページからダウンロードすること。

新型コロナウイルスに係る「JASSO災害支援金」に関する本機構ホームページ

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_a/202004shienkin.html

1) 申請書類の作成

支援金の支給を希望する学生等は、P.1「2. 申請資格」を読み、自身が申込資格を満たしているかどうか確認する。

申込資格を満たしている場合、「提出書類一覧」にある①及び②の書類をそろえて本機構担当部署あてに送付する。書類の送付先については、**8. 関係書類の送付先及び照会先**を参照。

<提出書類一覧（コロナ対応用）>

	書類名	作成方法・注意事項
①	新型コロナウイルスに係る「JASSO災害支援金」申請書	本機構ホームページより、様式：新型コロナウイルスに係る「JASSO災害支援金」申請書をダウンロードして必要事項を記入する。
②	旅券、航空券その他の日本に帰国したことが確認できる書類の写し等	本人が日本に帰国するために飛行機に搭乗したことを証明する書類で、本人の氏名、搭乗日、搭乗の便名、到着空港がわかるもの（搭乗券の半券、航空会社が発行する搭乗証明書等）を準備する。 旅券の場合、顔写真とパスポート番号のあるページと帰国時のスタンプが押印されているページの両方を準備する。

2) 申請者への審査結果の通知

本機構は審査をしたうえで、支援金支給の可否について通知する書類を申請者あてに

送付する。

3) 支援金の振込

本機構は、審査結果を通知後、申請書に記載された本人名義の口座に支援金を振込む。

6. 支給の取消し

本機構は次のいずれかに該当する場合は、支給対象者の決定を取り消し、すでに支援金を支給済みの場合は、全額を返納させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により支給対象者となったことが判明したとき。
- (2) 支給対象者として適切でないと判断したとき。

7. その他

- (1) 申請書に記載された内容に不備があった場合は、支援金の支給に遅れが生じるため記載間違いがないように確認すること。
- (2) 支給時期、支給額等の変更が生じる場合がある。
- (3) 支援内容の検討のため、支給者にアンケートへの協力をお願いしている。

8. 関係書類の送付先及び照会先

独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部広報課寄附金室 JASSO 災害支援金担当
〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
電話：03-6743-3185

- ※ 書類提出の際は、封筒の表に「JASSO 災害支援金申請書等在中」と朱書きのうえ、簡易書留等、記録が残る方法で送付すること。

新型コロナウイルスに係る「JASSO災害支援金」に関する本機構ホームページ

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_a/202004shienkin.html

(別表)

国名	対象（日時はいずれも日本時間）
中国（香港及びマカオを含む。）及び韓国	3月9日午前0時以降に本邦に来航する飛行機又は船舶
シェンゲン協定加盟国（注）又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニアの全域 （注）アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク	3月21日午前0時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶
米国全域	3月26日午前0時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶
東南アジア7か国（注）又はイスラエル、カタール、コンゴ民主共和国若しくはバーレーンの全域 （注）インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア	3月28日午前0時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶
上記以外の全ての地域	4月3日午前0時以降に本邦に来航する飛行機又は船舶